原子力災害時における医療体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

高度被ばく医療支援ｾﾝﾀｰ及び 原子力災害医療・総合支援ｾﾝﾀｰ ※国が指定

【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人長崎大学等が実施】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。
また、原子力災害医療・総合支援ｾﾝﾀｰは原子力災害医療派遣ﾁｰﾑの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

支 援

原子力災害拠点病院 ※各県が指定

【5医療機関（佐賀県医療センター好生館、佐賀大学医学部附属病院、唐津赤十字病院、長崎医療センター、九州大学病院）】

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

協 力

原子力災害医療協力機関 ※各県が登録

【18医療機関】

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

12．実動組織の支援体制

玄海地域周辺の主な実動組織の所在状況

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 不測の事態の場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。

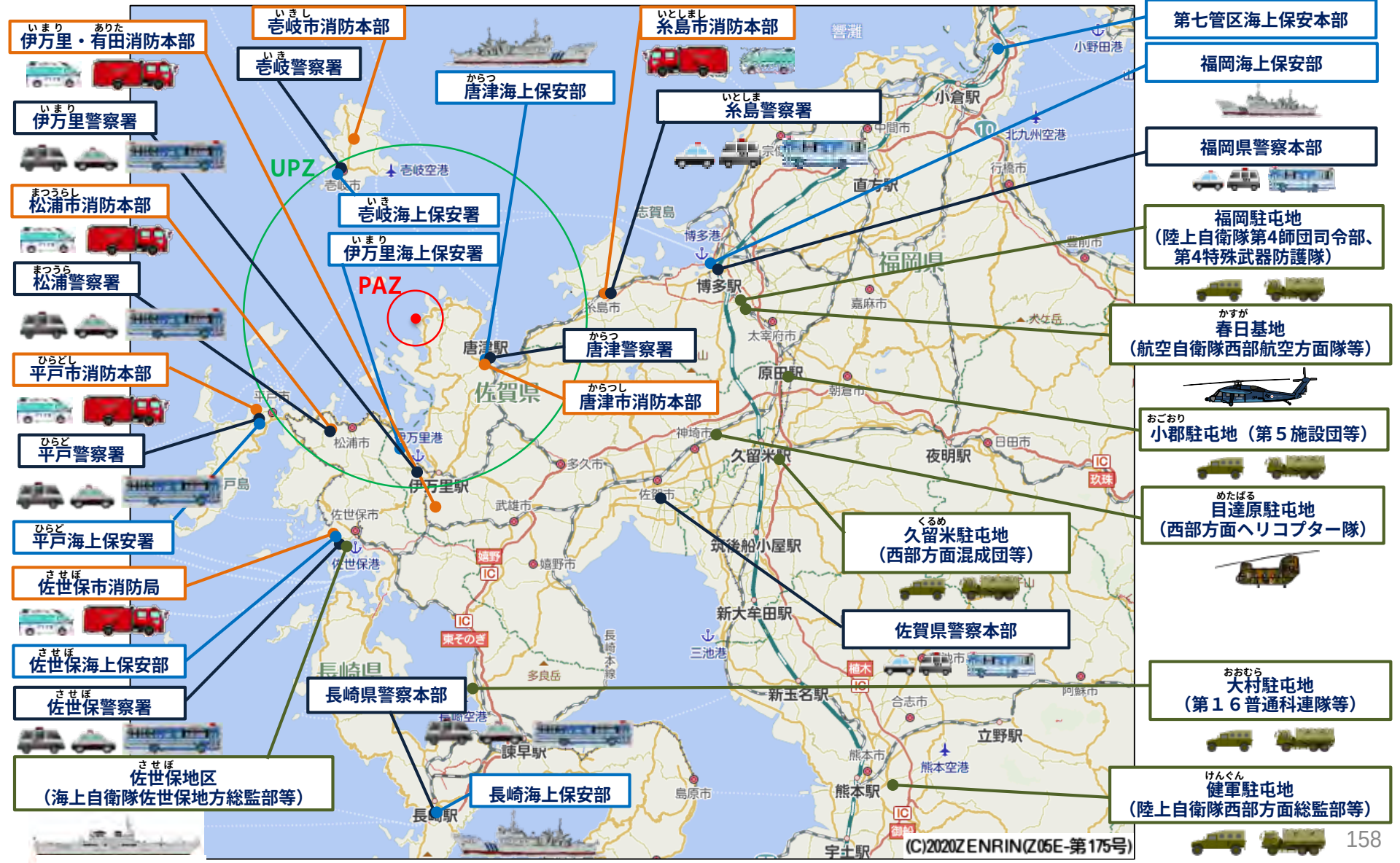

実動組織の広域支援体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- Ø 地域ﾚﾍﾞﾙで対応困難な支援要請があった場合は、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- Ø 要請の窓口となるｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ（実動対処班）において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応ｾﾝﾀｰ））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ ｵﾌｻｲﾄｾﾝﾀｰ実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施

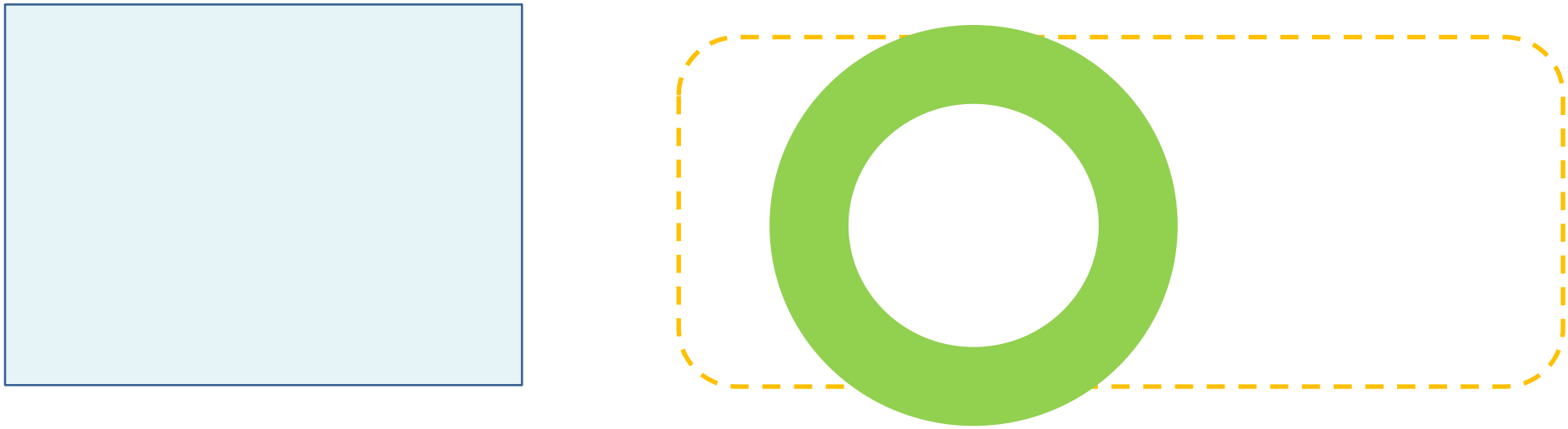

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 自然災害等により、避難経路等を使用した車両による避難ができない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。

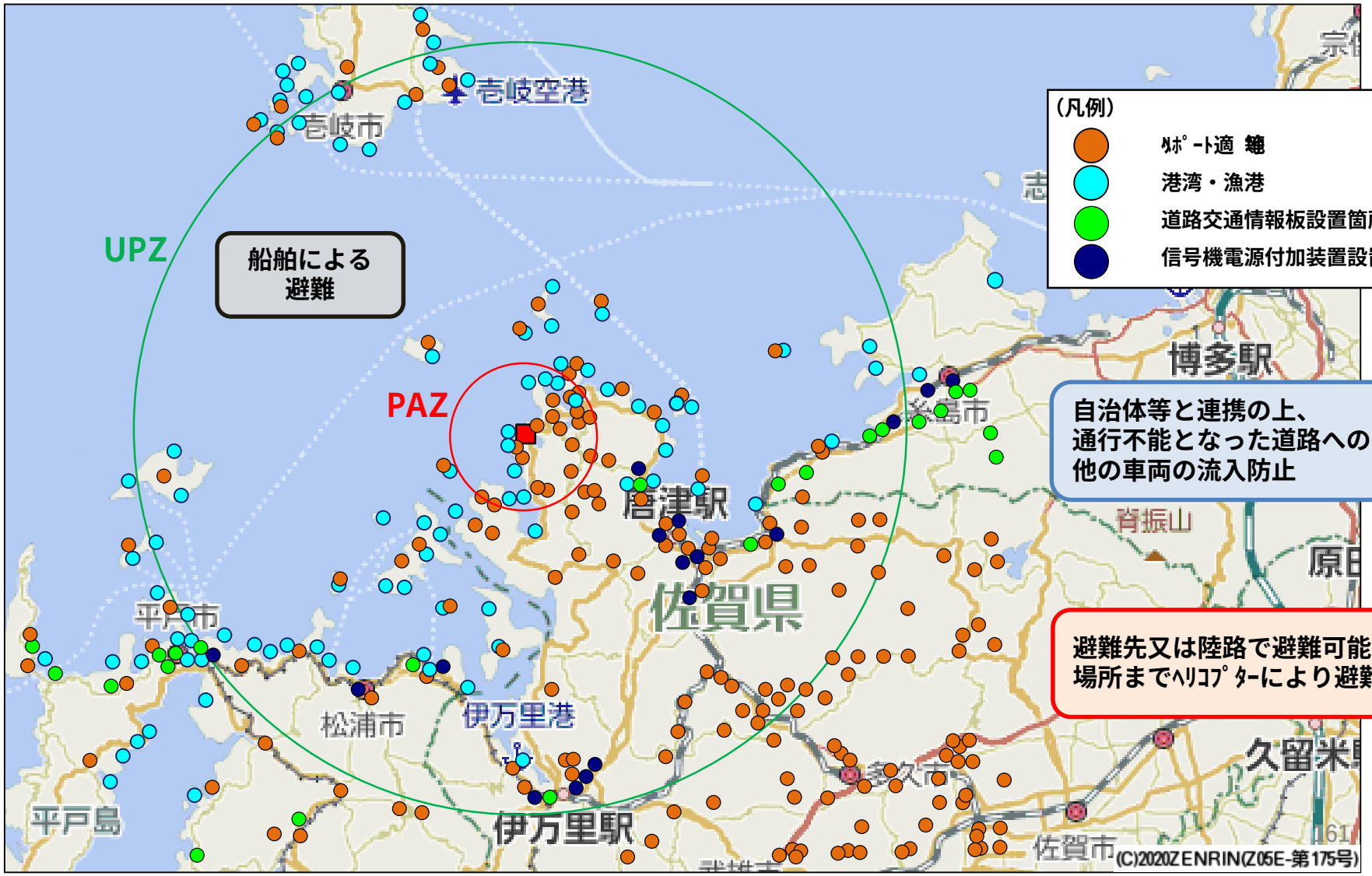

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

Ø 佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

ü 現地派遣要員の輸送車両の先導
ü 避難住民の誘導・交通規制
ü 避難指示の伝達
ü 避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

ü 避難行動要支援者の搬送の支援
ü 傷病者の搬送
ü 避難指示の伝達

海上保安庁

ü 巡視船艇による住民避難の支援
ü 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ支援
ü 船舶等への避難指示の伝達
ü 海上における警戒活動

防衛省

ü 緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ支援
ü 被害状況の把握
ü 避難の援助
ü 人員及び物資の緊急輸送
ü 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
ü 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

その他追加資料

府政原防第６３６号
令和３年６月２５日

関係道府県防災主管部長　殿
関係道府県原子力防災主管部長　殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付　参事官（企画・国際担当）
参事官（地域防災担当）
（公印省略）

原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について

平素より防災対策及び原子力防災対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第３０号）等による改正後の災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号。以下「法」という。）の適正な運用に当たり、原子力災害に係る個別避難計画の作成に係る留意点を下記の通り示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いします。

なお、本通知の作成に当たっては、内閣府（防災担当）及び消防庁にも確認をしております。また、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１．原子力災害に係る個別避難計画の作成等について

○　改正後の災害対策基本法においては、個別避難計画の作成の努力義務化等に係る規定が新設されたところであるが、当該規定は原子力災害についても適用され、法においても必要な読替え規定が整備されたところ。

○　このため、原子力災害対策指針に定める原子力災害対策重点区域をその区域内に含むなど、原子力災害への対応が必要と考える市町村は、避難行動要支援者名簿を作成している者につき、水害や津波・地震等に加え、原子力災害も想定した個別避難計画を作成等すべきである。当該市町村において原子力災害を想定した個別避難計画の作成等を行うに当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成２５年８月（令和３年５月改正）内閣府（防災担当））を参照するとともに、本通知に基づき対応すること。

○　各市町村においては、原子力災害対応の特性を踏まえ、原子力災害に係る個別避難計画の作成・活用方針等に関して、地域防災計画等に必要な定めを行い、優先度や段取り、

様式に記載すべき事項等を検討した上で、原子力災害に係る個別避難計画の作成等に取り組むこと。なお、原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められるが、個人情報の取り扱い等に留意しつつ、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考えられる。

（特記事項への原子力災害に係る追記事項例）

・原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分
・施設敷地緊急事態要避難者の該当可否（PAZ に限る。）
・避難に当たっての一次集合場所（自家用車以外で避難する場合に限る。）
・放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所（PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者の場合に限る。）
・避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所を記載。）

２．個別避難計画の作成等に当たっての一般防災部局及び原子力防災部局の連携について

原子力災害と一般災害に係る個別避難計画等の取組を連携させることが、当該取組の推進を加速する場合には、以下に示す各事項に留意して連携を図ることが望ましい。

○　個別避難計画の作成に当たっては、原子力災害対応に特化したデータ収集等に必要な経費（調査費等）については原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の活用も可能であるが、作業や経費が重複することのないよう、一般防災部局及び原子力防災部局において十分に連携すること。

○　連携方策として、具体的には、

・各市町村内に「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」が設置される場合に、一般防災部局のみならず原子力防災部局も参画する等、関係部局間における密接な情報共有・検討体制を整備すること
・原子力災害と一般災害に係る避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する情報の取得や、避難行動要支援者及び避難支援等実施者からの同意取得等の作業を両部局において一体的に行うこと

等の取組みが考えられる。

以上

（問合せ先）
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（企画・国際担当）付　佐藤、岡口
Tel：03-3581-4230
参事官（地域防災担当）付　　小林、桂
Tel：03-3581-3463